

集団資源回収をご存じですか？

集団資源回収をご存知ですか

古新聞などの資源を町内会やPTAなどが自主的に、地域の皆さんと話し合い、一定のルールで集めて業者に引き渡す活動です。

平成16年4月現在札幌市内で約三千三百の団体が札幌市に登録し、紙類・びん類・金属類・布類の4品目を回収しています。

回収された資源には奨励金が出ます

札幌市では、集団資源回収実施登録団体に対し、資源の回収量1キログラムにつき2円の奨励金を交付しています。

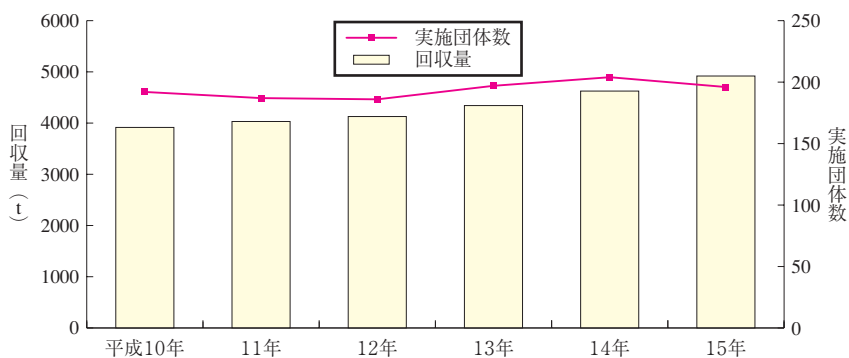
奨励金の交付を受けるには、まず団体として札幌市への登録が必要です。また、回収業者も札幌市に登録している必要があります。

※1団体の奨励金は、1年間に60万円を上限とします。

交付対象となる団体は

町内会、自治会、子供会、老人クラブ、PTA、管理組合およびその他の住民団体です。(主として営利を目的とする団体は除く)

手稲区の集団資源回収量と団体数の推移



▲地域での集団資源回収の様子



事業所でも古紙リサイクルを

事業所のごみは廃棄物処理法に基づき、事業者の方が自らの責任で適正に処理しなければなりません。事業所の古紙はごみステーションに出せませんし、集団資源回収に出すこともできませんので古紙回収業者と相談してください。

一般に、古紙回収業者に来てもらうには、一定量以上の古紙を貯めることが条件になります。その量は古紙回収業者によって異なりますし、古紙の種類や分別度合などによっても異なります。

(お問い合わせ先)

●家庭での古紙リサイクルや集団資源回収について

環境局清掃事業部 リサイクル推進担当課 ☎(211)2928

●事業所での古紙リサイクルや事業所のごみについて

環境局清掃事業部 事業廃棄物課 ☎(211)2927

●家庭のごみについて

環境局清掃事業部 業務課 ☎(211)2916 または

西清掃事務所 ☎(664)0053

ごみの不法投棄を減らし、きれいなまちづくりのため～富丘地区で不法投棄対策委員会を設立



▲ユニフォームを着用してパトロールする委員会のメンバー



▲委員会を代表して富丘連合町内会の平岡友忠会長が「住みよいまちづくりのために活動していきましょう」とあいさつ

富丘地区は自然環境に大変恵まれている地域ではありませんが、その反面、地域住民の目の届かない場所が多く、ごみの不法投棄が後を絶ちません。

この不法投棄は、地域の大きな悩みの種でした。

この問題に対処すべく、平成16年2月、地域住民が「富丘地区不法投棄対策委員会」を設立し、不法投棄のパトロールをはじめました。